

ID: 1763

担当部署: 都市整備課

<b>処分の概要</b>	業務運営の改善措置命令及び指定の取消し等		
<b>法令名 根拠条項</b>	道路法 第48条の62第2項及び第3項		
<b>法令番号</b>	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b>	<p>法第48条の62の規定による。</p> <p>(監督等)</p> <p>第48条の62 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日